



# 山形県公報

平成25年7月9日(火)

号 外 (33)

## 目 次

### 条 例

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例..... (人 事 課) ... 5

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例..... ( 同 ) ... 同

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... ( 同 ) ... 同

山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 同

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例..... ( 同 ) ... 15

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の  
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例..... (市 町 村 課) ... 同

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例..... (食 品 安 全 衛 生 課) ... 16

子育てするなら山形県推進協議会条例..... (子 育 て 支 援 課) ... 同

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例..... (建 築 住 宅 課) ... 17

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例..... (教 育 庁) ... 同

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例..... (警 察 本 部) ... 18

## この号で公布された条例のあらまし

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例 (県条例第34号) (人事課)

平成25年2月14日において知事であった者に対して同日を含む任期に係る退職手当を支給しないこととした。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第35号) (人事課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設することとした。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第36号) (人事課)

行政組織の変更等に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第37号) (税政課)

### 1 個人の県民税

(1) 特定公社債等の利子等については利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とすることとし、一般公社債等の利子等については引き続き利子割の課税対象とすることとした。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税による所得割の課税対象とすることとした。(第29条第1項第5号及び第6号関係)

(2) 特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合は、所得割の課税対象とし、100分の2の税率による分離課税とすることとした。(附則第8条の2関係)

- (3) 源泉徴収選択口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等について、株式等譲渡所得割の課税対象とすることとした。(第29条第1項第7号関係)
- (4) 源泉徴収選択口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等について納税義務者が申告した場合は、所得割の課税対象とし、100分の2の税率による分離課税とすることとした。(改正後の附則第12条の3関係)
- (5) 一般公社債等に係る譲渡所得等について、所得割の課税対象とし、100分の2の税率による分離課税とすることとした。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税による所得割の課税対象とすることとした。(附則第12条の2関係)
- (6) 株式等に係る譲渡所得等の所得割の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とすることとした。(附則第12条の2及び改正後の附則第12条の3関係)
- (7) 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該利子等又は配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して100分の5の税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算することとした。(附則第12条の4の2第1項関係)
- (8) 上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とするとともに、前年前3年内の各年に生じた特定公社債等に係る譲渡損失の金額は、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等の金額並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とすることとした。(附則第12条の5関係)
- (9) 特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債につき、株式又は公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該株式又は公社債を発行した法人の清算終了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額は上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用の対象とすることとした。(改正後の附則第12条の4第1項関係)
- (10) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失について、上場株式等の譲渡所得等からの控除を可能とするとともに、前年前3年内の各年に生じた当該特定中小会社が発行した株式の譲渡損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とすることとした。(附則第12条の6関係)
- (11) 公益法人等に対して財産等を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る所得割の課税の特例について、課税の対象となる公益法人等とみなされる法人に、非課税の承認に係る財産等を有する幼稚園又は保育所等を設置する公益法人等から当該財産等を譲り受けた他の公益法人等で、幼保連携型認定こども園を設置しようとするものを加えることとした。(附則第3条の2の2関係)
- (12) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算する措置を講ずることとした。(改正後の附則第5条の6関係)
- (13) 住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずることとした。
- イ 適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長することとした。(附則第5条の4の2関係)
- ロ 所得割の納税義務者が住宅等の取得等をして、平成26年4月から平成29年12月までの間

に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による改正後の消費税法に基づく税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額である場合、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額（当該金額が54,600円を超える場合には、54,600円）とすることとした。（附則第5条の4の2関係）

八 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得又は増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額について、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額（当該金額が54,600円を超える場合には、54,600円）とすることとした。（改正後の附則第22条第2項及び第3項関係）

(14) 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとした。（改正後の附則第21条の2第2項関係）

## 2 法人の県民税

利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定することとした。（第29条第1項第5号）

3 この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(1) 1の(13)の改正 平成27年1月1日

(2) 1の(1)及び(3)並びに2の改正 平成28年1月1日

(3) 1の(2)及び(4)から(10)までの改正 平成29年1月1日

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例（県条例第38号）（税政課）

1 過疎地域内における事業税の課税免除の適用期間を平成27年3月31日まで延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の規定は、平成25年4月1日から適用することとした。

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（県条例第39号）（市町村課）

公職選挙法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（県条例第40号）（食品安全衛生課）

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成25年9月1日から施行することとした。

子育てするなら山形県推進協議会条例（県条例第41号）（子育て支援課）

1 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条第4項に規定する合議制の機関及び山形県子育て基本条例第8条第2項に規定する事項を処理するための附属機関として、子育てするなら山形県推進協議会（以下「協議会」という。）を置くこととした。（第1条関係）

2 協議会は、法の規定によりその権限に属させられた事項及び1に掲げる事項を処理するほか、子育て支援・少子化対策に関する施策に関し必要な事項を調査審議することとした。（第2条関係）

3 協議会は、委員25人以内で組織することとした。（第3条関係）

- 4 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命することとし、委員の任期は2年とすることとした。(第4条第1項及び第2項関係)

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例 (県条例第42号) (建築住宅課)

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例 (県条例第43号) (教育庁)

- 1 山形県立村山農業高等学校及び山形県立東根工業高等学校を統合し、山形県立村山産業高等学校を新設するとともに、山形県立金山高等学校の名称を山形県立新庄南高等学校金山校に、山形県立山添高等学校の名称を山形県立鶴岡南高等学校山添校に変更することとした。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例 (県条例第44号) (警察本部)

警察官を増員し、階級別の定数を変更することとした。

---

条 例

---

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成25年2月14日において知事であつた者には、第2条第1項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「を含む。以下」を「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下」に改める。

第13条の10第1項中「）において」を「）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「健康福祉部保健薬務課」を「健康福祉部健康福祉企画課」に改める。

第7条第1項中「農林水産部環境農業推進課」を「農林水産部農業技術環境課」に改める。

第8条第1項中「及び総合支庁」を削る。

附則第5項第2号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県条例第37号

## 山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「同項第16号」を「同項第17号」に改める。

第29条第1項第5号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等(以下この節において「特定株式等譲渡対価等」という。)の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第34条の3第1項第3号中「租税特別措置法」を「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に改める。

第48条の5の見出し中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に、「第3条の3第4項」を「第3条の3第4項第1号」に改め、「(個人に限る。)」を削る。

第48条の11中「から、法第53条第26項の規定により控除し、同条第39項の規定により充当し、又は同条第40項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、法第65条の2第1項の規定による請求に基づき他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の都道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額」を削る。

第48条の15第1項中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に、「である」を「又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額(次項において「償還金に係る差益金額」という。)である」に改め、同条第2項中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第48条の19第2項を削る。

第48条の22第1項中「選択口座が」を「租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が」に、「租税特別措置法」を「同法」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に、「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第2項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(次項において「対象譲渡等」という。)により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第3項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた」を「租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

附則第3条の2の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第5条の4第1項中「及び次条」を「、次条及び附則第22条」に改め、同項第1号中「又は」を「から第4項まで又は」に改め、同項第2号八中「第10条の5」を「第10条の5の4」に改め、同項第3号中「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改める。

附則第5条の4の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「3万9千円」を「39,000円」に改め、同項第1号中「若しくは第5項」を「から第5項まで若しくは第10項から第12項まで」に改め、同項第2号中「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改め、同条に次の1項を加える。

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

附則第5条の5の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(寄附金税額控除における特例控除額の特例)」を付し、同条中「又は附則第12条の8第1項」を「、附則第12条の3第1項又は附則第12条の8第1項」に改める。

附則第5条の6中「前条」を「附則第5条の5」に改め、同条を附則第5条の7とし、附則第5条の5の次に次の1条を加える。

第5条の6 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第34条の3第1項及び第2項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第34条の3第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

附則第8条の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、第32条」を「利子所得及び配当所得については、第32条」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として規則で定めるところにより計算した金額(以下)」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削り、同条第3項第1号及び第3号から第5号までの規定中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第6号中「(同項)」を「(同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改める。

附則第10条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第12条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第4項第3号」を「第3項第3号」に改め、同条第2項中「県民税の所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額(所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他施行令附則第18条第4項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金額並びに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項並びに」を「同条第3項及び第4項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額(これ

ら」を削り、「同法第37条の10第1項」を「所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。」を削り、同条第3項を削り、同条第4項第1号及び第3号から第6号までの規定中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第3項とする。

附則第12条の4を削る。

附則第12条の3第1項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式(」を「特定管理株式等(」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「、同項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この条において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債」に、「同項各号」を「同法第37条の11の2第1項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。)」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「附則第12条の5第2項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「及び前条」を「、前条及び附則第12条の5」に改め、同条第2項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして施行令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項」を「同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次条から附則第12条の6まで」に改め、同条を附則第12条の4とし、附則第12条の2の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条の3 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第32条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として規則で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第3項において準用する前条第3項第3号の規定により読み替えて適用される第33条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等(次条及び附則第12条の7において「上場株式等」という。)を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「附則第12条の2第1項」とあるのは「附則第12条の3第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

附則第12条の4の2第1項中「この条」を「この項」に、「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に、「以外の」を「以外の利子等(所得税法第23条第1項に

規定する利子等をいう。)及び」に、「)に係る」を「)に係る利子所得の金額及び」に改め、同条第2項中「源泉徴収選択口座内配当等」を「同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項及び第4項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」に、「同条第2項」を「第48条の15第2項」に改め、同条第3項第1号中「法附則第35条の2の4第1項」を「租税特別措置法第37条の11の3第1項」に改め、同項第2号中「第29条第1項第7号」を「租税特別措置法第37条の11の4第1項」に、「法附則第35条の2の4第2項」を「同法第37条の11の3第2項」に改める。

附則第12条の5第1項中「平成22年度分」を「平成29年度分」に、「附則第12条の2第1項後段」を「附則第12条の3第1項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第2項中「第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「附則第12条の2第1項に規定する株式等」を「附則第12条の3第1項に規定する上場株式等」に改め、同条第3項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第4項中「附則第12条の2第1項後段」を「附則第12条の3第1項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第5項中「附則第12条の2第1項に規定する株式等」を「附則第12条の3第1項に規定する上場株式等」に改め、同条第6項中「附則第12条の2第1項から第3項まで」を「附則第12条の3第1項及び第2項」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第12条の2第1項中」を「附則第12条の3第1項中」に改める。

附則第12条の6第1項中「第4項」を「第6項」に改め、同条第5項中「第3項の規定の適用がある場合における附則第12条の2第1項から第3項まで」を「第5項の規定の適用がある場合における附則第12条の2第1項及び第2項並びに附則第12条の3第1項及び第2項」に、「同条第1項」を「附則第12条の2第1項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第12条の6第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第12条の3第1項」に、「、「計算した金額(附則第12条の6第3項)を「「計算した金額(附則第12条の6第5項)に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前項」を「第3項及び前項」に、「第37条の13の2第5項」を「第37条の13の2第8項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「金額(」を「金額(第3項又は」に、「附則第35条の3第6項」を「附則第35条の3第8項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、附則第12条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第12条の3の規定の適用については、同条第1項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第12条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

附則第12条の7第1項中「の株式等」を「の上場株式等」に改め、同条第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改める。

附則第21条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

附則第4条第1項	法附則第4条第1項第1号	法附則第44条の2第1項の規定により読み替えて適用される法附則第4条第1項第1号
附則第4条第2項	法附則第4条第3項	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条第3項
附則第4条第3項	法附則第4条第1項第2号	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条第1項第2号
	法附則第4条第3項	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条第3項
	法附則第4条第7項第2号	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条第7項第2号
附則第4条の2第1項	法附則第4条の2第1項第1号	法附則第44条の2第1項の規定により読み替えて適用される法附則第4条の2第1項第1号
附則第4条の2第2項	法附則第4条の2第3項	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第3項
附則第4条の2第3項	法附則第4条の2第1項第2号	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第1項第2号
	法附則第4条の2第3項	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第3項
	法附則第4条の2第7項第2号	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第4条の2第7項第2号
附則第5条の4第1項第2号口	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）

附則第5条の4第3項	法附則第5条の4第3項	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第5条の4第3項
附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第10条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第11条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第11条第2項	法附則第34条の3第2項	法附則第44条の2第1項の規定により適用される法附則第34条の3第2項
附則第12条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第21条の2第2項中「前項」を「前2項」に、「附則第44条の2第2項」を「附則第44条の2第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡について

は、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

附則第22条を次のように改める。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第22条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第5条の4第1項	租税特別措置法第41条 又は第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
附則第5条の4第1項 第1号	租税特別措置法第41条 第2項から第4項まで 又は第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第4項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
附則第5条の4第1項 第3号	租税特別措置法第41 条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法
附則第5条の4の2第 1項	租税特別措置法第41条 又は第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2

附則第5条の4の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで又は第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
附則第5条の4の2第1項第2号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法
附則第5条の4の2第2項	法附則第5条の4の2第2項	法附則第45条第1項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第2項

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第4項の規定は、適用しない。

附則第5条の4第1項第1号	又は第41条の2	若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで
	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）
	当該金額	当該住宅借入金等の金額

	これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
附則第5条の4の2第1項第1号	又は第41条の2	若しくは第41条の2又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで

- 3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第5条の4第1項各号列記以外の部分及び同項第1号の改正規定、附則第5条の4の2第1項の改正規定（同項第2号に係る部分を除く。）、同条に1項を加える改正規定並びに附則第12条の7第2項及び第22条の改正規定並びに附則第3項の規定 平成27年1月1日
  - (2) 第6条第1項、第29条第1項第5号及び第7号、第34条の3第1項第3号、第48条の5、第48条の11並びに第48条の15の改正規定、第48条の19第2項を削る改正規定並びに第48条の22の改正規定並びに附則第12条の4の2第2項及び第3項の改正規定並びに附則第5項から第7項までの規定 平成28年1月1日
  - (3) 附則第5条の5の改正規定（「又は附則第12条の8第1項」を「、附則第12条の3第1項又は附則第12条の8第1項」に改める部分に限る。）、附則第8条の2及び第12条の2の改正規定、附則第12条の4を削る改正規定、附則第12条の3の改正規定、同条を附則第12条の4とし、附則第12条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第12条の4の2第1項、第12条の5、第12条の6及び第12条の7第1項の改正規定並びに附則第8項から第10項までの規定 平成29年1月1日
- （県民税に関する経過措置）
- 2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の2第1項、第5条の6及び第5条の7の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第12条の7第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 4 新条例附則第21条の2第2項の規定は、県民税の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例の規定中新条例第6条第1項に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受ける

べき改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項に規定する利子等については、なお従前の例による。

- 6 新条例の規定中新条例第6条第1項に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧条例第6条第1項に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 7 新条例の規定中新条例第6条第1項に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第37条の12の2第2項に規定する譲渡について適用し、同日前に行われた旧条例第29条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡については、なお従前の例による。
- 8 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の山形県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 9 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成20年4月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と」、「附則第12条の2第1項」とあるのは「山形県県税条例の一部を改正する条例（平成25年7月県条例第37号）附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の山形県県税条例（以下この項において「新条例」という。）附則第12条の2第1項又は附則第12条の3第1項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新条例附則第12条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新条例附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改める。

（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 前項の規定による改正後の山形県県税条例の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例第1条の規定による改正前の山形県県税条例附則第12条の6第6項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第38号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例（平成12年7月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、平成25年4月1日から適用する。

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県条例第39号

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第4号の2」を「第143条第1項第4号の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県条例第40号

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

山形県動物の保護及び管理に関する条例（平成12年12月県条例第92号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号及び第2号中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改め、同項第5号中「ねこ」を「猫」に改め、同項第6号中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

---

子育てするなら山形県推進協議会条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県条例第41号

子育てするなら山形県推進協議会条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第4項に規定する合議制の機関及び山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）第8条第2項に規定する事項を処理するための附属機関として、子育てするなら山形県推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、法の規定によりその権限に属させられた事項及び前条に規定する事項を処理するほか、子育て支援・少子化対策（山形県子育て基本条例第2条に規定する子育て支援・少子化対策をいう。）に関する施策に関し必要な事項を調査審議する。

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、子育て推進部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（山形県子育て基本条例の一部改正）

2 山形県子育て基本条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者」を「子育てするなら山形県推進協議会」に改める。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第42号

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第21条の」を「第30条の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第43号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第1号の表中	「 山形県立村山農業高等学校 山形県立楯岡高等学校 山形県立東根工業高等学校	村山市 村山市 東根市	を 」
----------	---	-------------------	--------

山形県立楯岡高等学校 山形県立村山産業高等学校	村山市 村山市	に、
山形県立新庄南高等学校 山形県立新庄神室産業高等学校 山形県立金山高等学校	新庄市 新庄市 最上郡金山町	を
山形県立新庄南高等学校 山形県立新庄南高等学校金山校 山形県立新庄神室産業高等学校	新庄市 最上郡金山町 新庄市	に、
山形県立鶴岡南高等学校	鶴岡市	を
山形県立鶴岡南高等学校 山形県立鶴岡南高等学校山添校	鶴岡市 鶴岡市	に、
山形県立庄内農業高等学校 山形県立山添高等学校	鶴岡市 鶴岡市	を
山形県立庄内農業高等学校	鶴岡市	に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第44号

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例

山形県警察職員定数条例(昭和32年3月県条例第23号)の一部を次のように改正する。

	「 89人	「 90人	
	182人	182人	
第1条第1項中	552人	を	554人 に改める。
	572人	573人	
	590人」	591人」	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。